**令和元年8月30日**

**三島府税事務所**

**大阪府職員労働組合府税支部三島分会の要求及び回答について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  **要　求　事　項** | **回　　　答** |
| **１** | 分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。 | 良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい｡なお、所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。 |
| **２** | 大阪府当局が過去に行った不当な賃金抑制を改め、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。 | 給与・一時金制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **３** | 府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。 | 給与制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **４** | 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。 | 新人事評価制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **５** | 非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。 | 非常勤職員の雇用・待遇制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **６** | 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束８時間とするよう、関係機関に働きかけること。 | 勤務時間については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **7** | 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。 | 副主査選考及び職員の賃金体系については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **8** | 「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。　　超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。 | 税収確保対策等による労働強化・管理強化は行っていない。また、税収確保重点月間等を理由とした時間外勤務の強要は行っていない。時間外勤務については、その必要性の精査とともに、事前命令、事前承認の徹底等により、鋭意、縮減に努める。 |
| **９** | 台風、地震等の災害に伴う交通機関の途絶に対し、職員の安全確保の観点から早期に特別休暇の判断を行うこと。また、必要な参集要員・対応業務を明確化するとともに、迂回通勤等による交通費を自己負担とさせないよう、関係機関に働きかけること。 | 特別休暇の判断、参集要員・対応業務については、今後とも関係課と連携しながら、適切な対応に努めてまいりたい。また迂回通勤等による交通費の負担については、関係課に伝えてまいりたい。 |

**大阪府職員労働組合 府税支部 三島分会の要求及び回答について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  **要　求　事　項** | **回　　　　答** |
| **10** | 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。 | 職員の労働条件等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **11** | 再任用職員の労働条件等を改善すること。1. 給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。
2. 再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。また、人間

ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。1. 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、

交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。 | 再任用職員の労働条件等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **12** | VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。 | 職員の健康管理体制については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。 |
| **13** | 記録的な猛暑が続いており、下記のとおり熱中症対策・職員の健康管理、執務環境の改善を行うこと。また、冬季についても能率的な職務と職員の健康管理のため、空調の弾力的運転と空調機器の整備を徹底すること。1. 職員が快適に執務できるよう、室温管理を適切に行うこと。また、職員が

やむを得ず時間外勤務を行う場合は冷房を運転すること。1. 職員が自由に水分補給等できるように、必要に応じて休息が取れるよう徹

底すること。 | 空調については、職員の健康管理に留意し、執務室の温度管理を行った上で28℃となるよう実施しており、今後とも、弾力的な運用も含め、適切に実施してまいりたい。また、空調機器については、定期的に保守・点検を実施している。職員には熱中症予防のためにも、適宜、水分補給に努めるよう周知している。 |

要望事項

　あわせて、以下の通り要望します。

１．職員基本条例に基づく相対評価、及び新人事評価制度は、圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないと感じ、府民サービスの向上よりも評価されるための仕事につながりかねないとの懸念を抱いています。とりわけ、全員ががんばってもブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」を廃止してください。

２．職務に対する職員の健全な意見を封じる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織としてください。

３．税務業務の民間委託は、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報保護の観点からも大きな問題を持っています。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われています。

きわめてデリケートな個人情報を扱う税務業務の民間委託を撤回するとともに、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立してください。

また、大阪府が「民間開放」を口実に、使い捨ての非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立ってください。

４．自動車税全件引継や不動産取得税の課税保留、チェック項目の増加など、業務量が増加しているにもかかわらず、全庁方針に基づく業務量を無視した人員削減が続けられてきました。このことは職員の勤務条件を大きく損なうことはもとより、正確な事務執行の支障となり、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。

業務量の根拠なく削減した人員を回復するとともに、納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承のために、必要な人員を配置してください。

５．市内府税事務所再編については十分な総括を行うとともに、納税者の権利と利便性を保障することが必要です。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行ってください。

６．全国的に「敷地内禁煙」とされた施設周辺での路上喫煙、受動喫煙が大きな問題となっています。府民の来庁時、職員の休憩時に利用できる喫煙場所を庁舎敷地内に設置し、分煙を徹底してください。

７．業務にかかわる以下の事項について改善を求めます。

1. 電話機に関し、保留機能を完備した電話機に更新すること。ナンバーディスプレイ機能を付加すること。
2. 個人情報を含む書類の増加が見込まれるので、必要となる保管庫は速やかに設置するなど、安全に管理できる環境を保つこと。
3. 備品・事務用品・消耗品については、業務に支障のないように整備充実すること。
4. 納税課の冷蔵庫を修理・更新すること。
5. 地下倉庫の書類入れ替え時の安全対策として、階段台車・スロープ・リフトなど負担軽減策を講じること。

⑥ 誰もが自力で出入りできるように事務所入り口を自動ドアにすること。

８．府民センタ－ビルの建て替えを行うこと。また、建て替えが実現するまでの間、次の措置を講じること。

1. エレベ－タ－を地下まで延長すること。もしくは別途地下倉庫と、地上をつなぐエレベータやリフトを新設すること。
2. 各執務室・倉庫・書庫を拡充すること。
3. 1階執務室のガラス部分の安全対策を講じること。
4. 1階執務室の玄関側のブラインドを改善すること。
5. 休養室の清掃を行うとともに、備品（布団など）を清潔に使用できる状況にすること。
6. 更衣室を執務室近くに配置換えすること。また、更衣室の清掃を行うこと。
7. 女子更衣室に洗面台を設置すること。
8. 男子更衣室のカ－ペットを張り替え、水道設備を更新すること。
9. 執務室の床面の全面改修を行い、床下配線などにすること。また、全面改修の予算が講じられないもとにあっては、従前どおり破損箇所をその都度補修すること。
10. ゴキブリなどの害虫駆除を行うとともに特に使用頻度の高い１階トイレの清掃の徹底と換気を充分にし、清潔さを保つこと。
11. トイレ内にも空調をきかせること。便座除菌クリーナーを設置すること。手洗いに温水が出るようにすること。
12. 執務室以外の止まったままの時計について対処すること。
13. 駐車場の案内表示を整備すること。（一方通行・前向き駐車など）

９．府民センタービルの活用については、一方的に実施せず組合とも協議すること。